

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の新しい経済政策パッケージにおける金融庁の取組み

I 経緯等

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）は、我が国の経済の成長軌道を確認なものとし、持続的な成長を成し遂げるため、2020年に向けて、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうべく、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として策定された。

II 金融庁関連の施策

「新しい経済政策パッケージ」の「生産性革命」部分においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

○ 中小企業等を支援する機関の機能強化

- 金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価融資や生産性向上に向けた経営支援（経営者保証ガイドライン等の活用を含む）に十分に取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す。
- ・ 金融機関の発揮状況を表す客観的な指標群（KPI）の来年夏までの策定・公表
- ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）・日本人材機構による人材・ノウハウ支援
- ・ 適切な役割分担の下での公的・民間金融の連携・協力の推進
- ・ 金融機関とREVIC等の協働によるエクイティ資金の供給などの施策の強化。
- ・ 将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮のため、地域金融機関に対する検査・監督の強化
- ・ 金融機関の競争の在り方等について早期に検討を開始

○ コーポレート・ガバナンス改革

- 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイドダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- ・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果敢な経営判断
- ・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用
- ・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外

取締役による実効的な監督・助言

- ・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解
- ・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

○ 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

③金融・商取引分野

- 金融商取引関連法制について、イノベーションの促進と利用者保護のバランスをとりつつ、現在の業態別の法体系を機能別・横断的なものにするための検討に、2017年度中に各省庁連携して着手する。
- 利用者利便の向上や企業の成長力強化、キャッシュレス社会の実現に向けて、FinTechの活用を促進するための方策についても検討を進める。

(参考:「新しい経済政策パッケージについて」の構成)

第1章 はじめに

第2章 人づくり革命

1. 幼児教育の無償化
2. 待機児童の解消
3. 高等教育の無償化
4. 私立高等学校の授業料の実質無償化
5. 介護人材の処遇改善
6. これらの施策を実現するための安定財源
7. 財政健全化との関連
8. 来年夏に向けての検討継続事項
9. 規制制度改革等

第3章 生産性革命

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命
 - ・ 中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備
 - ・ 事業承継の集中支援 等
2. 企業の収益性向上・投資促進による生産性革命
 - ・ 賃上げ及び設備・人材投資の加速
 - ・ コーポレート・ガバナンス改革 等
3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命
 - ・ 規制の「サンドボックス」の制度化
 - ・ 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革
 - ・ イノベーション促進基盤の抜本的強化
 - ・ Society 5.0のインフラ整備 等

第4章 現下の追加的財政需要への対応

第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

1. 経緯

政府は昨年末、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）を策定し、2020年までの3年間に生産性革命・集中投資期間とし、大胆な税制、予算、規制改革などあらゆる施策を総動員することとした。

更に、その後の半年間の検討を踏まえて各種の施策の着実な実施を図りつつ、これまでの成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society5.0」を本格的に実現すべく、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を目的として、「未来投資戦略2018」が策定された（30年6月15日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策（資料6-2-1参照）

「未来投資戦略2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1) FinTechの推進等

- ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進
 - ・ IT技術を活用して、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組（RegTech）として、ブロックチェーン技術等を用いて金融機関が共同で本人確認を行うためのインフラ構築に向けた検討
- 金・商流連携等に向けたインフラの整備
 - ・ 企業の財務・決済プロセスの高度化
（全銀EDIシステムの稼働・送金電文の全面的XML化、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化等）
- イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し
 - ・ 業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制に見直すことに関して、法整備に向けた基本的な考え方につき、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す

(2) 投資促進、コーポレートガバナンス改革等

- コーポレートガバナンス改革
 - ・ コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討
- 情報開示及び会計・監査の質の向上
 - ・ 企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来

年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施

- ・ 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大の促進、会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組の検討
- 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進
 - ・ 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
 - － 金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等を通じた、金融機関の取組みの「見える化」の促進
 - ・ 家計の安定的な資産形成の促進
 - － 官民における「職場つみたてNISA」の導入の促進
 - ・ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討
 - － 金融機関による、老後の資産の有効活用に適した商品等の提供、高齢者が安心して資産を有効活用できる環境整備

（3）中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

- 金融仲介機能の適切な発揮
 - ・ 金融機関が、担保・保証に過度に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す
- 人材・ノウハウ支援の強化
 - ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構による人材・ノウハウ支援を通じた地域金融機関の企業支援能力の強化
- 競争の在り方の検討
 - ・ 地域における人口減少等による需要減少等、経済・社会構造が大きく変化中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る

（参考：「未来投資戦略2018」の構成）

第1 基本的視座と重点施策

第2 具体的施策

I 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[2]経済活動の「糧」が変わる

2. FinTech／キャッシュレス社会の実現

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

II 経済構造革新への基盤づくり

[2]大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割り規制からの転換／プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

Ⅱ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（30 年 6 月 15 日閣議決定）が取りまとめられた（骨太の方針）。

2. 金融庁関連の施策

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている

（1）「経済活動の糧」関連プロジェクト

- ・ 現行の金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し、ブロックチェーン技術、タイムスタンプ等を用いて簡易かつ高セキュリティな本人確認手続を可能とする仕組みの構築、簡易かつ高セキュリティな決済の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QRコード等）のフォーマットに係るルール整備等を図るなど FinTech・キャッシュレス化を推進する。

（2）大胆な規制・制度改革

- ・ 地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018 年度中に結論を得る。

（3）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

- ・ 経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。

（参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の構成）

第 1 章 現下の日本経済

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

2. 生産性革命の実現と拡大

（1）「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

③ 「経済活動の糧」関連プロジェクト

（4）経済構造革新への基盤づくり

② 大胆な規制・制度改革

6. 地方創生の推進

（2）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

第 3 章 「経済・財政一体改革」の推進

第 4 章 当面の経済財政運営と 2019 年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）

1. 経緯

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、26年12月に、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度、必要な見直しを行っている。今年度においては、29年12月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017改訂版）」（29年12月22日閣議決定）が策定された。また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）が策定された。

2. 金融庁関連の施策

「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017改訂版）」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- ・ サービス産業の生産性向上
- ・ ローカルベンチマーク等の整備
- ・ リスク性資金の充実に向けた環境整備
- ・ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- ・ 円滑な事業整理のための支援
- ・ 地域の未来につながる地域未来牽引事業の促進
- ・ 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

（参考：「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」の構成）

I. 基本的な考え方

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

III. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（ア）生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（ア）まちづくり・地域連携

A 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

1. 経緯

「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、各種施策・改革を実行・促進し、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築することを目指して、昨年5月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（29年5月30日閣議決定）の全部を変更し、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された（30年6月15日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の「施策集」における、金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

（1）金融分野におけるデータの利活用の推進

- ・ 引き続き金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を促す。

（2）住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・ 引き続き銀行等において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

（3）銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）

- ・ 今後は、平成32年6月までにオープンAPIを導入した銀行数が80行程度以上を目標に、モニタリング等により、各金融機関における上記施策の着実な取組の実施を促進。

（4）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進

- ・ 今後は、より多くの企業にXML電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行い、金融EDIと商流EDIの連携を推進するとともに、平成32年度までのXML電文への全面的移行に向けての取組を着実に実施。

第3節 金融に関する税制

平成30年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成30年度税制改正大綱（29年12月22日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料6-3-1参照）。主要な項目は以下のとおり。

1. NISAの利便性向上

NISAについては、更なる普及・促進を図る観点から、以下の措置が講じられた。

- ・ NISA（一般NISA、つみたてNISA）の口座開設申込時に、即日で口座を開設し、同日に買付けることを可能とする。具体的には、税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡することとし、仮に二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。
- ・ 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管されることとする（別途の届出により、一般口座に移管することも可能。）。

2. 公募投資信託等の内外二重課税の調整

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、更に国内で源泉所得税が課されていた。このような内外での二重課税が生じないように、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする措置が講じられた。

3. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引や預貯金については損益通算が認められていなかったため、29年に引き続き、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成30年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれ、今後の検討課題とされた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

4. 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し

平成29年度税制改正においてCFC税制について抜本的見直しが行われたが、外国金融持株会社が、外国政府の出資規制により傘下の子会社株式を50%超保有できない場合や、保険会社が英国ロイズ市場等において活動する場合等、海外の様々なビジネスの実態を踏まえ、CFC税制の合算対象とならないよう所要の措置が講じられた。

5. 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長

諸外国との税制上のイコールフットィングを図り、国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限が、3年（2021年3月31日まで）延長された。

6. 相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し

外国高度専門人材を日本に呼び込む観点から、一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする措置が講じられた。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成29事務年度においても、「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・5つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（30年6月15日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

2. 29年までに閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

(1) 「規制改革実施計画」（25年6月14日、26年6月24日、27年6月30日、28年6月2日、29年6月9日の閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 外国口座管理機関に係る申請手続を行う者の負担軽減を含む利便性向上の観点から、29年6月30日付で金融庁ウェブサイト到手続案内や参考様式等（英語版を含む）を掲載し、受入れ可能な書類の明確化等を図るとともに、各指定国内上位機関に個別周知を行った。
- ・ 銀行及び銀行持株会社がIFRS（International Financial Reporting Standards）等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるよう、所要の改正を定める銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第49号）を制定（29年11月10日公布・施行）。
- ・ 自己資本比率の開示規制について、主要項目以外の項目に係る銀行単体での開示を緩和する、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第7号）等の一部改正告示を29年12月11日公布（30年3月31日施行）。
- ・ 金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役職員以外の子供の受入れについての法令解釈を、各業界団体を通じて、金融機関に対して周知。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・ 金融機関が所有する事業用不動産の賃貸等及び金融機関子会社による不動

産のリース業務に係る監督指針の改正（29年9月28日）。

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案の内、以下の事項について関係政府令の見直しを行い、30年6月にパブリックコメント手続を開始した。

- ・ 当座預金業務を営む金融機関等の店舗における休日承認の解禁
- ・ 銀行代理業者等が所属銀行等のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化
- ・ 銀行代理業者等と所属銀行等に課せられた書面交付義務の緩和
- ・ 金融機関等が金融商品を扱う特定窓口の設置義務の廃止等
- ・ 金融機関等の共同店舗について、遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じれば良いことなどを明確化
- ・ 金融機関等がディスクロージャー誌の縦覧を開始した際の届出義務を廃止
- ・ 信用金庫及び信用組合による資金の貸付先について、転入予定者への資金供給を容易化
- ・ 信託契約代理業に係る登録申請書及び変更届出書の簡素化

3. 30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

政府としては、引き続き、規制改革推進会議において行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、「規制改革推進に関する第2次答申」（29年11月29日）、「規制改革に関する第3次答申」を踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「雇用・保育」、「医療・介護」、及び「投資等」及び「その他の重要課題」の重点分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（30年6月15日）。

なお、「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

6. 投資等分野

(10) 金融・資金調達に関する規制改革

- ・ 譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組
- ・ クラウドファンディングに係る規制改革

(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革

- ・ 金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和
- ・ 貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和
- ・ 認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化

4. 行政手続コスト削減に向けた基本計画の見直し

29年6月に策定・公表された「行政手続コスト削減に向けた基本計画」について、29事務年度の規制改革推進会議行政手続部会における、行政手続コストの削減に向けた議論等を踏まえ、当該基本計画の改定が実施された。

金融庁においても、基本計画を改定するとともに、32年までに20%以上の行政手続コスト削減を達成するための、主要手続におけるコスト削減の効果見通しを示した。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（26年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

29事務年度においては、金融庁が事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

1. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定
金融庁においては、成長戦略の一環として、
 - ① 平成26年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
 - ② 27年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が設置され、29年5月には、同会議の公表した「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を受け、スチュワードシップ・コードを改訂した。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況
両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。(資料6-5-1参照)
 - ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
 - ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
 - ③ 個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家が大きく増加している。

II 改訂版スチュワードシップ・コードへの対応について

1. 改訂の概要
機関投資家と企業の建設的な対話を促す観点から、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化するとともに、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すため、スチュワードシップ・コードを改訂。
2. 改訂版コードへの対応
30年6月末時点で、受入れ機関の約9割(229機関のうち202機関)が改訂内容に対応した公表項目の更新を行った他、30年に入り新たに5つの企業年金が受入れを表明する等、機関投資家による対応が進んでいる(資料6-5-2参照)。具体的には、以下のような取組みが見られる。

(1) アセットオーナーによるスチュワードシップ活動

改訂版スチュワードシップ・コードでは、アセットオーナーに対し、

- ① アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動
- ② アセットオーナーがスチュワードシップ活動に関して運用機関に求める事項や原則の明示
- ③ 運用機関に対する実効的なモニタリング

といった取組みが求められているところ、公的年金等において、それぞれに対応する形でスチュワードシップ活動の方針の見直しが行われた。

(2) 利益相反の管理

利益相反を回避する方策として、過半数を社外取締役とする第三者委員会を設置し、議決権の行使結果を監督するとしている例が多く見られるほか、法人営業部門から運用部門への人事異動制限等を設けている例も見られる。

(3) 個別の議決権行使結果の公表

ほぼ全ての国内大手運用機関を含む70を超える機関が公表を実施しており、一部機関においては賛否の理由も公表している。また、アセットオーナーの多くが、運用受託機関に対して個別の議決権行使結果の公表を要請する旨を明示している。

Ⅲ コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

1. 経緯

コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られる一方で、多くの企業において、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応が進んではいないものの、実質的には、なお経営陣による果敢な経営判断が行われていないのではないかと等々の様々な課題が指摘されている。投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものに留まっており、企業に「気づき」をもたらす例に限られているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議において、政府の「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）に沿って、対話の際に重点的に議論することが期待される事項をとりまとめたガイドラインを策定するとともに、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが提言され、30年6月に「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定とコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われた（資料6-5-3～6参照）。

2. 改訂版コーポレートガバナンス・コードおよび対話ガイドラインのポイント

改訂版コーポレートガバナンス・コードと対話ガイドラインのポイントは以下のとおり（資料6-5-7参照）。

- ・ 企業が自社の資本コストを的確に把握し、事業ポートフォリオの見直し等の果敢な経営判断を行うこと
- ・ 企業が設備投資・研究開発投資・人材投資等への経営資源の配分を戦略的・計画的に行い、手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針を策定・運用すること
- ・ CEOの選解任について、独立した指名委員会の活用等を含め、客観性・適時

性・透明性ある手続きを確立すること

- ・ 取締役会の構成に関し、取締役会が全体としてその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を十分備えるとともに、ジェンダーや国際性等の多様性を確保すること
- ・ 政策保有株式について、企業が政策保有に関する方針を明確化し、保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証を行うとともに、自社の株式を政策保有株式として保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げないこと
- ・ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮の観点から、母体企業が企業年金に対して、運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置する等の取組みを行うこと
- ・ 企業がいわゆる「ESG 要素」も含め、非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであること

第6節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料6-6-1～5参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-6-6～8参照）

29事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（30年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,880件
- ・ 債務整理に向けて準備中：4件
- ・ 成立件数：1,369件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、29年11月10日に公表した「平成29事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、30年2月に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が改正され、

機構の被災事業者に対する支援決定期間が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことを受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

(参考)

(30 年 6 月 30 日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設 立	23 年 11 月 11 日	23 年 12 月 27 日	23 年 12 月 28 日	23 年 11 月 30 日	24 年 3 月 28 日
買取決定	110 先	142 先	49 先	20 先	16 先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設 立	24 年 2 月 22 日
支援決定	737 先

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の平成 29 年 3 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年 9 月 4 日に、同年 9 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 30 年 3 月 30 日に報告内容を公表した。

第7節 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、金融庁は、平成28年4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。また、被災地の復興を進めていく観点から、29事務年度においても、引き続き、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- ・ 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- ・ 28年7月に、REVICと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28年4月より適用開始）。（資料6-7-1～3参照）

（参考） 1. ガイドラインの運用状況（30年6月30日時点）

- ・ 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：774件
うち、手続き中の件数：200件
うち、特定調停の申立てに至っている件数：10件
- ・ 債務整理成立件数：254件

2. REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況（30年6月30日時点）

- ・ 熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：9件
- ・ 九州広域復興支援ファンドの実行件数：7件

第8節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の中で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の29年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、30年6月12日、「平成29年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、30年7月22日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-8-1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し

- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

- ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
- ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
- ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施
- ⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28年4月1日施行）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取り組み状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取り組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取り組みを促した。

第10節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。

特に、平成29事務年度において、国民に適切な金融経済教育を推進することが国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも資するものであることから、金融経済教育の推進が政府の「拡大版SDGsアクションプラン2018」に盛り込まれた。

- ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日、金融庁)
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日、金融庁・財務省)
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日、金融庁・財務省)
- ・消費者基本計画(27年3月24日、閣議決定)
- ・日本再興戦略2016(28年6月2日、閣議決定)
- ・未来投資戦略2017(29年6月9日、閣議決定)
- ・拡大版SDGsアクションプラン2018(30年6月15日 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合決定)

II 具体的な取組状況

(1) 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された(有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画)。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、26年6月に策定した(27年6月に改訂)。

29事務年度においては、第10回(29年12月4日開催)、第11回(30年6月8日開催)の推進会議において、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材の整備等について議論を行った。

(2) 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施(資料6-10-1参照)。

27年度：5大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学)

28年度：8大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学)

29年度：10大学で実施

(前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学)

(後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪)

30年度：11大学で実施

(前期：青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京経済大学)

(後期(予定)：明星大学、武蔵野大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学)

(3) 小・中・高の各学校段階における出張授業の試行実施

中学及び高校の学習指導要領の改訂を含め、学校における金融経済教育がますます重要になっていることから、国立大学附属の小学校、中学校及び高校(福島大学附属小学校、福島大学附属中学校及び大阪教育大学附属高等学校平野校舎)において、資産形成等を内容とする金融経済教育の出張授業を試行的に実施した。

(4) ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害や未公開株取引等に関するトラブルについて金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。

また、家計の安定的な資産形成を促進するため、NISA推進・連絡協議会とともに、初心者向けの実践的な投資教材として「つみたてNISA早わかりガイドブック」を作成したほか、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。(資料6-10-2参照)

(5) 金融経済教育に関するシンポジウムの開催

地域住民を対象に、つみたてNISAの活用等を通じた安定的な資産形成に

ついて理解を深めることを目的とした「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」を、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した。

(6) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

30年6月、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の改正法案が国会で成立したが、これに先立ち、30年2月に、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定した。同プログラムには、高等学校における消費者教育の推進として、消費者教育教材の開発・高度化や金融実務経験者の学校教育現場での活用等が盛り込まれている。(資料6-10-3参照)

(7) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(29年度 17件)。(資料6-10-4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

(8) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(29事務年度 後援22件、共催1件)。(資料6-10-5参照)

(9) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、29事務年度は569件の相談を受け付けた。

第11節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、平成29年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」）」を策定・公表した。

併せて、『「原則」の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針やKPIを策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、30年6月末現在で1,426社（KPIを策定・公表している金融事業者は347社）となっている。また、公表の際には、各金融事業者の販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されていると考えられるKPIを好事例として紹介し、金融事業者による取組みを促した。

(参考) 当庁が好事例として挙げた主なKPI（30年6月時点）

投資信託の運用損益別顧客比率、投資信託の販売額上位商品、その販売額/構成比、投資信託における長期・積立・分散投資の状況 等

(2) 投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの公表

長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」することは、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益であると考えられることから、自主的なKPIの好事例やモニタリング結果を踏まえ、30年6月、投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した（資料6-11-1~3）。

(参考) 比較可能な共通KPI（30年6月時点）

- ①運用損益別顧客比率
- ②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン
- ③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

II つみたてNISAの普及・利用促進について

家計の安定的な資産形成を進める上で、長期・積立・分散投資の定着を促してい

くことは重要である。この観点から、30年1月から導入されたつみたてNISAの普及・利用促進を図るため、下記の取組みを行った。

1. 職場つみたてNISAの導入・普及

少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成を進めていくことの重要性が高まっているが、現役世代にとって、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは必ずしも容易ではないことが指摘されている。

こうした層に対して資産形成を促すためには、投資を開始するきっかけを職場など身近な場で得られるような環境を整えることが望ましい。そこで、29年10月、各府省・地方自治体、更には民間企業における普及も視野に、まずは金融庁において「職場つみたてNISA」を導入する旨を公表した。これは、つみたてNISAやその取扱金融機関に関する情報提供や、職場での投資教育を行うことによって、職員の安定的な資産形成を支援する取組みである。(資料6-11-4参照)

さらに、同年12月には、各府省・地方自治体・民間企業が、「職場つみたてNISA」を導入する際の参考となるよう、金融庁の職場つみたてNISA取扱規程、運営要領等を公表した。

金融庁における職場つみたてNISAの導入を契機に、内閣人事局からは、29年11月に、各府省に対して同様の取組みを促す文書が発出された。高齢社会大綱(平成30年2月16日閣議決定)においては、「地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、職場つみたてNISA等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める」とされた。現在、既に厚生労働省や財務省など一部の省庁において、「職場つみたてNISA」に関する取組みが開始されている状況にある。

また、東京都など、一部の地方自治体でも、職員向けのセミナーを開催する等の取組みが進められている。こうした状況を受け、30年6月には、金融庁及びiDeCoを所管する厚生労働省からの依頼を受け、同様の取組みが他の地方自治体にも広がるよう、総務省から全国の地方自治体に通知が行われた(資料6-11-5参照)。

これに加えて、「職場つみたてNISA」が全国の地方自治体や企業にも普及するよう、各財務局での企業等向け説明会の開催(30年3月～6月に全11ヶ所)等を通じて働きかけを行った。

2. 投資教育

29年9月、つみたてNISAの導入に当たって、NISA推進・連絡協議会とともに、初心者向け投資教材「つみたてNISA早わかりガイドブック」を作成し、金融機関をはじめとする民間企業、ファイナンシャルプランナー等の個人に配布した。また、30年4月には、国民の安定的な資産形成を促進することを目的

として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。(資料6-11-6参照)

3. 新たな情報発信チャネルの活用

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場(つみたてNISA Meet up)を全国で実施(東京で8回、地方で14回)。この中には、都道府県の銀行協会や日本証券業協会と連携して開催したものもあり、官民の連携を通じて、個人投資家の裾野拡大に資する取組みを行っている。(資料6-11-7参照)

若年世代の投資未経験者層が投資に関心を持つきっかけになるよう、つみたてNISAキャラクター「つみたてワニーサ」を、デザインを一般公募し作成。金融庁ホームページでの情報発信に加え、「つみたてワニーサ」の金融庁公式ツイッターアカウントによる情報発信も行っている。(資料6-11-8参照)

Ⅲ 高齢社会における金融サービスのあり方

1. 背景

我が国の高齢化率は世界で最も高い水準となっており、更に高齢化率が上昇していくことが見込まれる中で、退職世代等が老後に不安なく豊かな消費生活を送ることができる環境を整えていくことが重要である。

2. 実績

学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等へヒアリングを行いながら、高齢化が進行する現状や退職世代等が抱える課題について整理した「高齢社会における金融サービスのあり方」を中間的にとりまとめ、30年7月3日に公表した。(資料6-11-9参照)

長寿化の進展、これに伴う退職世代等の保有する金融資産割合の増加、資産構成の現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み、資産寿命の延伸をはじめとする様々な課題への対応することが必要となるが、高齢社会における金融サービスのあり方を検討するにあたっては、退職世代等の多様性やかつて標準的と考えられてきたモデルが空洞化している現状を踏まえて行うことが重要となってくる。

当該とりまとめでは、上記の課題や指摘事項への対応として、

- ① 就労・積立・運用の継続による所得形成、
- ② 資産の有効活用・取崩し、
- ③ 長生きへの備え、資産承継、
- ④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備、

の4つの視点から更に検討を進めることとしている。

第12節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年7月2日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

29事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る実態把握

27年の「取組方針」公表以降、地域金融機関を中心に、証券会社、保険会社等の幅広い業態にわたる200先を超える金融機関に対しサイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施してきた（注）。

29事務年度においては、信用金庫・信用組合及び中小証券会社等に対して実態把握を行うとともに、業界全体の底上げを図るために、協同組織中央機関・協同センター等との対話を実施した。

実態把握の結果、特に中小金融機関では、依然として、①サイバーセキュリティ対策の基礎となるサイバーセキュリティに着眼したリスク評価が不十分であり、自組織のどこにサイバーセキュリティに係るリスクがあるか特定できていない、②インシデント発生時のコンティンジェンシープランも未整備の状況にあることが判明した。このように、基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備により、業界全体の底上げを図っていくことが大きな課題となっている。

このため、信用金庫・信用組合業態については、29事務年度に、金融庁も後押しし、信用金庫・信用組合のそれぞれの協同組織中央機関・業界団体が連携のうえ、リスク評価の手引書やコンティンジェンシープランのひな型を策定し、傘下金融機関に還元した。

（注）28事務年度までに、地方銀行、第二地方銀行については、全行の実態把握を実施済。

2. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話

大手金融機関については、我が国金融システムの中核を担う3メガグループを中心に、これまで定期的な対話を通じて、継続的に議論を重ねてきた。こうした中、3メガバンクでは、サイバーセキュリティ対応能力をもう一段上げるため、より高度な評価手法として「脅威ベースのペネトレーションテスト」（注）の活用を進める等、一層の高度化に向けて相応の進展がみられたところである。

また、29事務年度には、金融庁において海外大手金融機関の取組みについて現地でのヒアリングを含め調査・分析を行い、3メガバンクとの間で海外の先進的な取組みを踏まえた対策の必要性について認識の共有を図り、更なる高度化に向けた対応を促した。

(注) 金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。

3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II) の実施について
金融庁では、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、28年に続き29年10月に「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall) (注) を実施した。本演習には、101 金融機関が参加し、演習に向けた準備、演習への参加及び演習結果のフィードバックを通じて、インシデント対応能力の向上を図った。また、演習結果については、演習に参加していない金融機関の取組みに活用してもらうために、共通する傾向や課題等についてとりまとめ、業界全体に還元した。(資料6-12-1 参照)

一部の金融機関では、迅速かつ的確にインシデントに対応するための工夫を行う良好事例が認められたものの、総じてシナリオで提示された攻撃への対応に目が行きがちであり、シナリオで掲示された攻撃の裏で別の攻撃を受ける可能性を考慮した監視強化の実施等、インシデント発生時におけるより広い視野での対応に課題が認められた。

(注) Delta Wall : サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点 (Delta) + 防御 (Wall)。

4. 情報共有の取組み

金融機関の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の取組みである「自助」、金融庁等の当局の支援である「公助」だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が非常に有効となる。

「共助」態勢の確立に向けて、一般社団法人 金融 ISAC (以下、「金融 ISAC」という。) 等の情報共有機関を活用した情報共有や取組みの高度化 (脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等) の意義について、金融機関に対して周知してきた結果、金融 ISAC への加盟が着実に進捗してきている (30年6月1日時点で正会員 355 社)。(資料6-12-2 参照)

一方で、一部の業態 (信用金庫・信用組合、中小証券会社) では加盟が停滞しており、引き続き、「共助」の有効性について浸透を図り、金融業界の共助態勢の確立に努めていく必要がある。

5. 国際的なサイバーセキュリティ強化の取組み

サイバー攻撃は、容易に国境を跨ぎ、その影響は金融システム全体に波及するおそれがあり、国際的にもサイバーセキュリティの確保は重要課題となっており、我が国も国際的な議論に参加・貢献してきている。

こうした中、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、2015 年に「G7 サイバーエキスパートグループ」(注) を設置し、サイバーセキュリティに関する議論を重

ねてきた。2017年10月には、国際的なサイバーセキュリティ対策の評価に関する基本原則を示した「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関するG7の基礎的要素」を策定・公表した。

(注) G7各国の財務省、中央銀行、金融監督当局が参加。

第13節 明治150年関連施策

I 概要

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年の年に当てることから、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識するため、各府省庁・地方公共団体・民間団体が「明治150年」に向けた関連施策を推進することとされた(28年12月 内閣官房「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議決定)。

II 金融庁の施策

1. 「明治150年」関連シンポジウムの開催(資料6-13-1参照)

江戸時代の金融制度の変遷も踏まえ、明治時代の金融制度の確立に向けた歩みとその果たした役割を概観すること等を目的として、30年9月6日に「明治150年」関連シンポジウムを開催することを公表した。

2. 明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査(資料6-13-2参照)

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物3名(外山脩造、矢野恒太、アレキサンダー・アラン・シャンド)の活躍について、その活躍を改めて評価するため、委託調査を実施した。

3. 金融庁ウェブサイト等を使った広報の実施(資料6-13-3参照)

- ・ 金融庁ウェブサイト「明治150年関連施策 特設ページ」を開設し、上記1.及び2.の施策を紹介するとともに、業界団体の取組を紹介した(30年4月20日)。
- ・ 上記2.の人物調査の結果を基にパネルを作成し、金融庁2階広報スペースに展示した(30年5月~10月)。